

## 報告第15号

### 消防職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例急施専決処分報告について

新型コロナウイルス感染症の病原体に汚染されている区域における作業を伴う火災の防御等の業務又は救急業務に従事した消防局に所属する職員に対して支給する警防活動手当の額を改定するため、消防職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する必要が生じたが、迅速に対応する必要があることから、急施を要し、議会を招集する時間的余裕がなかったため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、令和2年4月23日市長において次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により議会の承認を求める。

令和2年5月14日

大阪市長 松 井 一 郎

### 消防職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

消防職員の特殊勤務手当に関する条例（平成12年大阪市条例第28号）の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「これらの号に規定する額」を「前項第1号又は第2号に規定する額」に改め、同条に次の1項を加える。

6 第1項第1号又は第2号に掲げる場合において、これらの号に規定する業務が、そのまん延により市民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある感染症として人事委員会規則で定めるものの病原体に汚染されている区域における作業を伴うものであるときは、第2項から前項までの規定による額に、当該業務に従事した日1日につき、3,000円を加算する。

## 附 則

### (施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の消防職員の特殊勤務手当に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第3条第6項の規定は、令和2年2月1日（以下「適用日」という。）から適用する。

### (手当の内払)

- 2 この条例による改正前の消防職員の特殊勤務手当に関する条例の規定に基づいて適用日からこの条例の施行の日の前日までの間に職員に支払われた警防活動手当は、改正後の条例の規定による警防活動手当の内払とみなす。

### (施行の細目)

- 3 この附則に定めるもののほか、この条例の施行に伴う清算その他必要な事項は、市長が定める。

(参照)

{ 傍線は削除  
太字は改正

消防職員の特殊勤務手当に関する条例（抄）

（警防活動手当）

第3条 省 略

2 省 略

3 第1項第1号又は第2号に掲げる場合において、これらの号に規定する業務が、毒物、劇物又は危険物から身体を防護する必要がある業務その他特に危険又は困難な業務として人事委員会規則で定めるものであるときは、これらの号 に規定す  
**前項第1号又は第2号**

る額に500円を加算する。

4－5 省 略

6 第1項第1号又は第2号に掲げる場合において、これらの号に規定する業務が、そのまん延により市民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある感染症として人事委員会規則で定めるものの病原体に汚染されている区域における作業を伴うものであるときは、第2項から前項までの規定による額に、当該業務に従事した日1日につき、3,000円を加算する。

(参考)

地方自治法（抄）

第179条 普通地方公共団体の議会が成立しないとき、第113条ただし書の場合においてなお会議を開くことができないとき、普通地方公共団体の長において議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるとき、又は議会において議決すべき事件を議決しないときは、当該普通地方公共団体の長は、その議決すべき事件を処分することができる。ただし、第162条の規定による副知事又は副市町村長の選任の同意及び第252条の20の2第4項の規定による第252条の19第1項に規定する指定都市の総合区長の選任の同意については、この限りでない。

省 略

前2項の規定による処置については、普通地方公共団体の長は、次の会議においてこれを議会に報告し、その承認を求めなければならない。

省 略